

---

# 基本目標 3

---

## 自然環境と暮らしが調和した、 安全・安心なまち

### 7 環境保全の推進

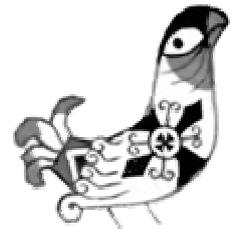
- 1 地球環境対策の推進
- 2 自然環境の保全
- 3 生活環境対策の推進

### 8 循環型社会の構築

- 1 廃棄物対策の推進
- 2 環境衛生対策の推進

### 9 安全・安心な暮らしの確保

- 1 危機・防災・減災対策の推進
- 2 治山・治水事業の推進
- 3 生活安全対策の推進
- 4 消防・救急体制の充実
- 5 上下水道の整備・維持





## 政策 7 環境保全の推進

### 7 - 1 地球環境対策の推進

#### 【現況と課題】

近年、地球の温暖化、オゾン層\*の破壊など地球環境の問題について人々の関心が一層高まるとともに、地球規模での環境異変や自然の生態系への影響が深刻さを増してきています。

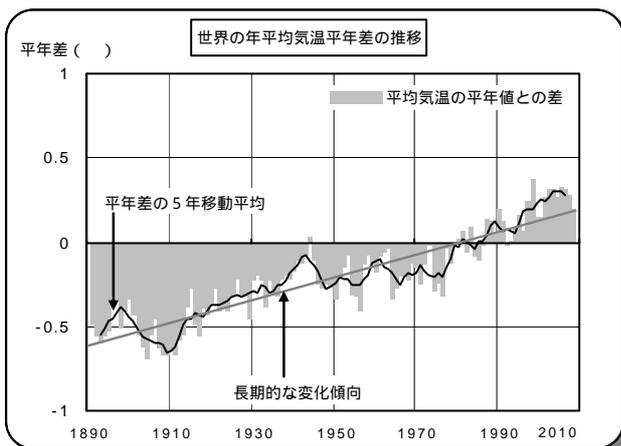
このような地球環境問題は、私たちの日常生活や事業活動が深く関わっており、その解決に向けて、私たち一人ひとりがライフスタイルを見直し、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムから環境への負荷の少ない低炭素社会\*への転換を図っていくことが求められています。

また、有限な地球環境資源のもと、持続可能な社会の仕組みを構築することが強く求められていることから、私たちの暮らしの中においても、地球温暖化対策や省資源、省エネルギーへの取り組みが急務となっています。

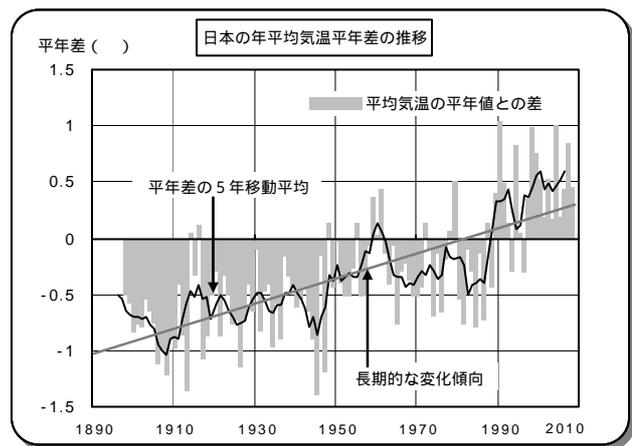
本市は、「岡谷市環境基本計画\*」に基づき、さまざまな環境にやさしい取り組みの啓発や自然エネルギーの利用促進などを図っていますが、より一層、国、県、関係団体などと密接な連携を図りながら、市民、事業者などと協働し、地球環境にやさしいまちづくりの取り組みを進めていくことが必要です。

#### 【資料・データ】

世界の平均気温の変化  
(1891～2008年)



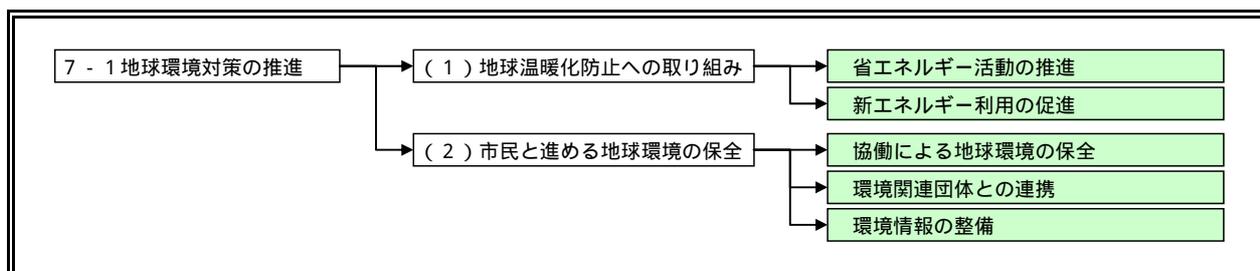
日本の平均気温の変化  
(1898～2008年)



(資料): 気象庁「気温・降水量の長期変化傾向」  
平年値は1971～2000年の30年平均値



## 【施策の体系】



### (1) 地球温暖化防止への取り組み

#### 省エネルギー活動の推進

温室効果ガスの排出を抑制するため、アイドリングストップや公共交通機関の利用、電気機器の適正な管理、ハイブリッドカーなどの低公害車の普及を啓発し、省エネルギーの推進を図ります。

#### 新エネルギー利用の促進

太陽光発電、太陽熱利用など新エネルギーの普及啓発を推進します。

また、新エネルギー、省エネルギー設備の公共施設への導入の検討や、バイオマスエネルギー\*の利用を検討します。

### (2) 市民と進める地球環境の保全

#### 協働による地球環境の保全

日常の暮らしの中での取り組みが、地球環境保全に大きくつながることから、「岡谷市環境基本計画」に基づき、市民、事業者などと協働で実施する「緑のカーテン\*事業」などの取り組みを推進します。

#### 環境関連団体との連携

環境市民会議おかや\*などの市民団体や、美しい環境づくり諏訪地域推進会議など各種団体と連携し、環境保全に関する講演会やイベントの開催など環境保全活動を推進します。

#### 環境情報の整備

地球環境に関するさまざまな情報の収集とその体系的な整備を図るとともに、広報活動の充実に一層努めます。



### 【目標指標・数値】

指標名：緑のカーテン参加数

内容説明：緑のカーテン事業を通し、市民、事業所などとの協働により、日常の暮らしの中から地球環境の保全に取り組む。

指標名	実績	前期計画	
	最新実績 平成19年度	開始時現状 平成20年度	終了時目標 平成25年度
緑のカーテン参加数	11件	27件	300件

### 【用語解説】

- \* オゾン層：オゾン(ozone)とは、酸素原子3個からなる物質で、地表から10～50キロメートル上空の成層圏に集まっているこの層をオゾン層と呼び、太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収して地球の生物を守っている。
- \* 低炭素社会：地球温暖化の主因とされる温室効果ガスの一つである二酸化炭素の排出の少ない社会のこと。
- \* 岡谷市環境基本計画：環境基本条例第7条の規定に基づき、条例に定められた基本理念の実現に向け、各種の環境施策を総合的かつ計画的に推進するために市が定める10カ年の計画（計画期間：平成12年～平成21年）。
- \* バイオマスエネルギー：バイオマスとは生物資源（バイオ/bio）の量（マス/mass）をあらわし、エネルギー源として再利用できる動植物から生まれた有機性の資源のこと。（例）ストーブ用のペレット、食用廃油を原料とするバイオディーゼル油。
- \* 緑のカーテン：アサガオやキュウリなどのツル性植物で窓辺をおおうと、夏の強い日差しをさえぎり部屋の中を涼しくすることができる。緑の光合成により二酸化炭素を吸収するので、地球温暖化防止にも役立つ。
- \* 環境市民会議おかや：市内の19団体と個人で構成され、市民・事業者・市が相互に連携協力し、豊かな環境づくりと、地球環境の推進、廃棄物の3R推進により環境への負荷の少ない循環型社会の構築をめざし、さまざまな活動をしている。





## 7 - 2 自然環境の保全

### 【現況と課題】

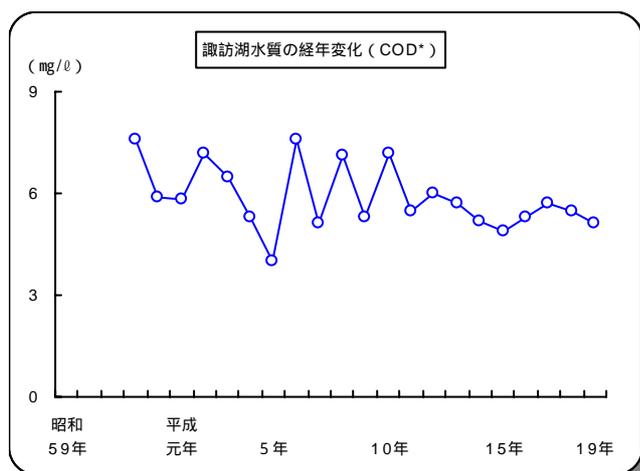
本市は、周囲を山地、丘陵と諏訪湖に囲まれ、豊かな自然環境に恵まれたまちで、私たちの生活に潤いとやすらぎをあたえ、市民共有の貴重な財産となっています。

身近な自然や貴重な自然を守り、自然と共生する中で、多様性に富んだ豊かな自然環境を将来に引き継ぐことが求められています。

このため、身近な里山の保全や、アレチウリなど特定外来生物の駆除による在来生物の保全、保護活動とともに、ビオトープ\*や親水エリアの整備など、身近な自然を再生し、生物や自然に親しむ場の確保を進めることが必要となっています。

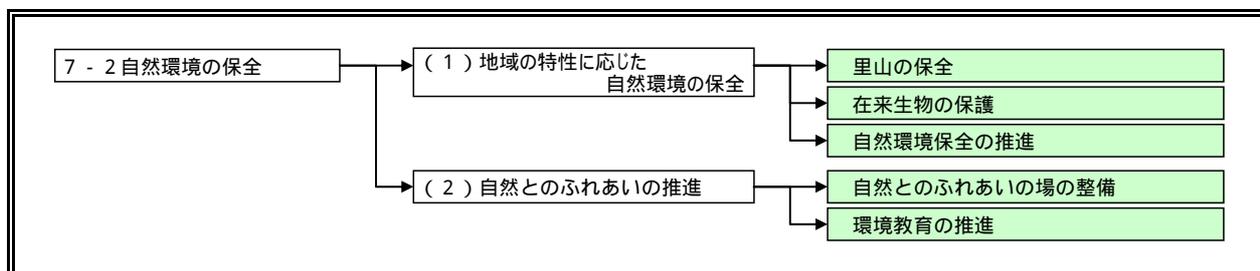
このような自然環境保全活動を進めることにより、自然への関心や理解を深め、自然に配慮した行動をとる人材の育成と、自然とのふれあいの場や学ぶ機会を提供し、環境教育や自然と共生するまちづくりを進めていくことが必要です。

### 【資料・データ】





## 【施策の体系】



### (1) 地域の特性に応じた自然環境の保全

#### 里山の保全

里山の保全再生を図り、多様な生物が生息することのできる豊かな自然環境保全を推進します。

#### 在来生物の保護

アレチウリやブラックバスなどの特定外来生物の駆除活動を行い、在来生物の保護を図ります。

#### 自然環境保全の推進

市民、事業者、諏訪湖浄化対策連絡協議会など各種団体と協働し、アダプトプログラム\*を進め、諏訪湖および河川一斉清掃、諏訪湖浮遊物除去事業などを行い、自然環境の保全に努めます。

### (2) 自然とのふれあいの推進

#### 自然とのふれあいの場の整備

ビオトープや親水エリアの整備など身近な自然を再生し、生物や自然に親しむ場の整備を進め、日常生活における自然とのふれあいを推進します。

#### 環境教育の推進

こどもエコクラブ\*や環境セミナーなど、自然体験、自然学習の機会を創出し、自然への関心や理解を深めるよう努めます。



### 【目標指標・数値】

指標名：こどもエコクラブ登録数

内容説明：こどもエコクラブの登録・運営を支援し、環境教育の推進を図る。

指標名	実績	前期計画	
	最新実績 平成19年度	開始時現状 平成20年度	終了時目標 平成25年度
こどもエコクラブ登録数	1団体	2団体	33団体

### 【用語解説】

- \* ビオトープ：「生物」を意味するbioと「場所」を意味するtoposの合成語（ドイツ語）で、「生物の生息に適した場所」を意味する。植生豊かな水辺や雑木林などは、多様な生物が生息・生育できるビオトープといえる。また、開発事業などに際して積極的に維持、回復、創出が図られる野生生物の生息・生育環境という意味で用いられることもある。
- \* COD：Chemical Oxygen Demandの略で、化学的酸素要求量を意味する。湖沼などの有機物による汚濁の程度を示す指標として用いられ、水中の有機物を酸化剤で化学的に分解（酸化）するとき消費される酸素の量として表され、数値が大きいほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示す。
- \* アダプトプログラム：アダプト(adopt)とは「養子にする」という意味で、河川、道路、公園など公共の場所の一定範囲の美化活動を、住民、団体、企業などが里親となって、親が子をはぐくむように取り組む体制のことをいう。
- \* こどもエコクラブ：こどもエコクラブは、2人以上のメンバー（幼児から高校生まで）と活動を支える1人以上の大人で構成される。環境省では、平成7年度から「こどもエコクラブ事業」を通じて、地域における子どもたちの自主的な環境学習や実践活動を支援する。





## 7 - 3 生活環境対策の推進

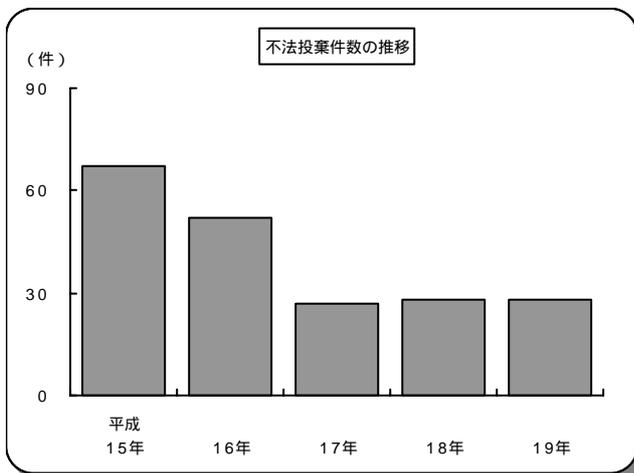
### 【現況と課題】

今日の生活環境に関する公害問題は、従来の産業型公害から都市型・生活型公害へと移行しています。

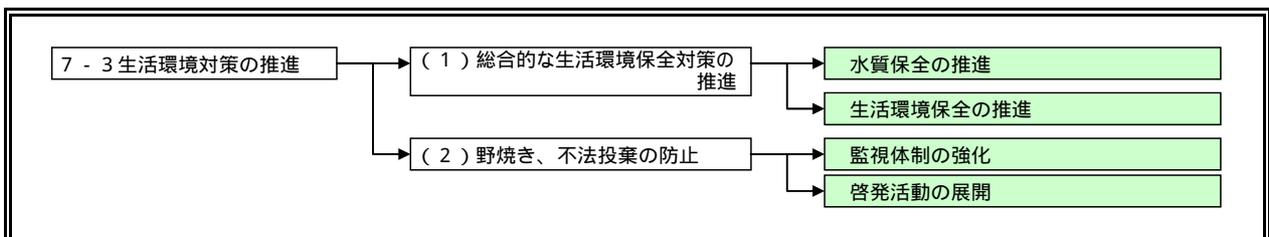
大気汚染、水質汚濁などの公害防止については、監視体制の強化を図るとともに、関係法令や適切な環境情報の提供に努めることが大切になっているため、関係機関と密接な連携により、迅速・的確に解決することが求められています。

また、野焼きや不法投棄など、日常生活に起因する事柄について、環境への影響を広く知ってもらい、防止に努める必要があります。

### 【資料・データ】



### 【施策の体系】





## (1) 総合的な生活環境保全対策の推進

### 水質保全の推進

河川水質調査、地下水モニタリング調査、地下水追跡調査などにより状況把握を行い、水質保全に努めます。

### 生活環境保全の推進

主要道路自動車騒音測定、公害苦情調査などにより状況を把握し、生活環境の保全に努めます。

## (2) 野焼き、不法投棄の防止

### 監視体制の強化

不法投棄の防止を図るため、県および近隣市町村などと連携しパトロールの実施や不法投棄防止看板の設置など監視体制の強化に努めます。

### 啓発活動の展開

野焼きや不法投棄の防止について、あらゆる機会を通して積極的な啓発活動を行い、モラルの向上に努めます。

### 【目標指標・数値】

指標名：水質調査河川のBOD\*最高値

内容説明：水質調査実施河川の内、BODの最も高い河川の数値により、生活環境汚染の状況を把握する。

指標名	実績	前期計画	
	最新実績 平成19年度	開始時現状 平成20年度	終了時目標 平成25年度
水質調査河川のBOD最高値	2.7mg/l	1.6mg/l	1.5mg/l以下

### 【用語解説】

\* BOD : Biochemical Oxygen Demandの略で、生物化学的酸素要求量を意味する。河川水などの有機物による汚濁の程度を示す指標として用いられ、水中の微生物が有機物を分解するときに消費される酸素の量として表され、数値が大きいかほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示す。



## 政策 8 循環型社会の構築

### 8 - 1 廃棄物対策の推進

#### 【現況と課題】

大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済システムは、物質的な豊かさを享受する一方で、廃棄物の増加にともない、最終処分場のひっ迫や不法投棄など、さまざまな環境問題、社会問題を生じさせています。

また、生活環境の保全および資源の有効活用の観点から、循環型社会の構築に向けて、廃棄物の減量化を促進するとともに、安全かつ適正に廃棄物を処理する体制の整備が課題となっています。

本市のごみ排出量は、近年増加傾向にありましたが、市民の環境への関心が高まり、ごみ減量意識が高揚されたことから、微減傾向に転じ、今後さらなるごみ減量への取り組みが必要となっています。

また、ごみ減量の有効な施策である家庭ごみなどの有料化は、負担の公平性からも導入に向けての検討が必要です。

さらに、環境に負荷の少ない、持続可能な循環型社会の構築をめざすため市民、事業者、行政が協働し、ごみの発生抑制、再使用、再生利用に取り組んでいます。この取り組みをさらに進めるため、それぞれの役割と責任による分別排出、分別収集、再資源化の徹底など、市民への意識啓発活動を充実させていく必要があります。

昭和61年に建設された清掃工場は、ごみ質の多様化と国の厳しい排出基準に対応するため、平成13年にダイオキシン類削減対策整備にともなう大規模な改造を実施しましたが、建設後22年が経過し施設は老朽化してきているため処理能力は低下し、維持管理や修繕にかかる費用は年々増加しています。

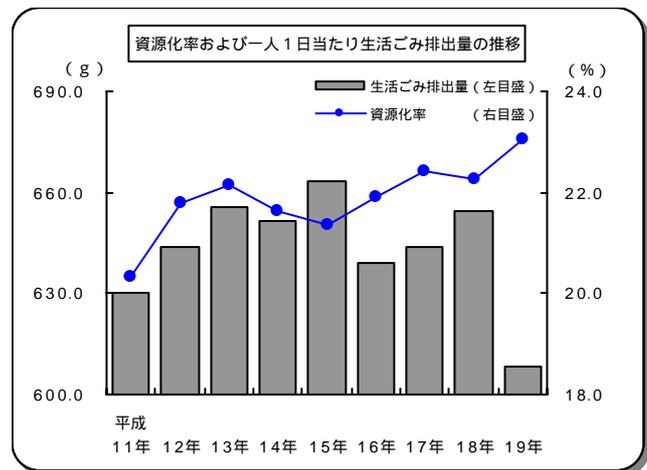
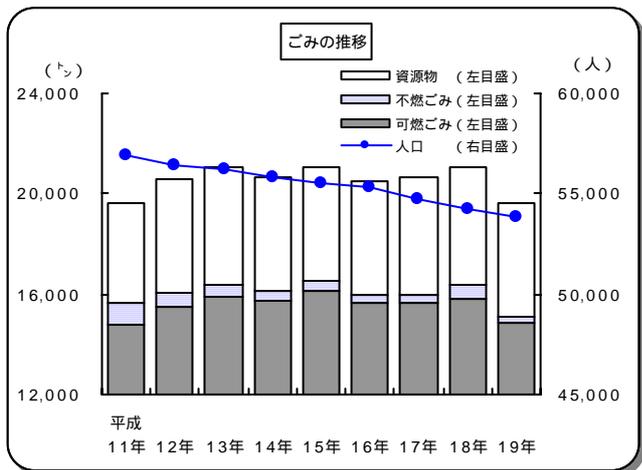
また、樋沢最終処分場は、平成12年に再構築整備工事を実施し、遮水機能の強化対策を行うとともに、新たな埋立容量61,100<sup>m</sup>を確保しましたが、平成27年には、埋立により計画容量が満杯となる見込みです。

適切な維持管理と、環境基準の遵守に取り組むとともに、ごみ減量を促進し、両施設の延命を図っていく必要があります。

さらに、清掃工場の老朽化を受け、諏訪湖周3市町それぞれで行っている廃棄物処理を見直し、24時間連続運転や余熱利用、コスト削減などを検討する中で、湖周3市町の「ごみ処理基本計画\*」に基づき、広域施設整備に取り組んでいく必要があります。



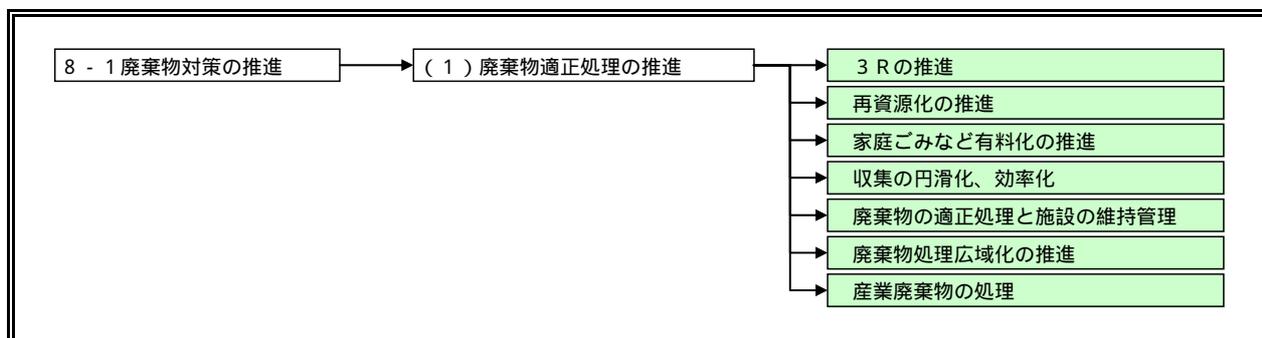
【資料・データ】



資源化率 = 総ごみ量に占める資源物の割合  
 一人1日当たりの生活ごみ排出量 = (家庭系可燃ごみ + 家庭系不燃ごみ) / 人口 / 365日



## 【施策の体系】



### (1) 廃棄物適正処理の推進

#### 3Rの推進

持続可能な循環型社会の構築のため、市民、事業者、行政が一体となり、それぞれの役割分担を明確にしながら、リデュース(Reduceごみの発生抑制)、リユース(Reuse再使用)、リサイクル(Recycle再生利用)に積極的に取り組むとともに、市民への啓発活動を充実させます。

#### 再資源化の推進

廃棄物の減量とリサイクルを進めるため、容器包装リサイクル法に基づく分別収集を実施します。

#### 家庭ごみなど有料化の推進

ごみの排出量に応じたごみ処理手数料を徴収することにより、ごみ減量やリサイクルへの意識を高め、ごみの発生抑制に努めるとともに負担の公平性を確保します。

#### 収集の円滑化、効率化

ごみ収集については、指定ごみ袋の使用により収集の円滑化、効率化を進めます。

#### 廃棄物の適正処理と施設の維持管理

廃棄物の処理および清掃に関する法律などに基づき、廃棄物の適正処理および処理施設の計画的な維持管理を図り、周辺環境の保全に努めるとともに、樋沢最終処分場の延命の検討を進めます。

#### 廃棄物処理広域化の推進

廃棄物処理の広域化により、ダイオキシン類などの削減が図られるとともに、経済性、効率性などの面からもメリットがあり、湖周3市町の「ごみ処理基本計画」に基づき、広域施設整備を推進します。

#### 産業廃棄物の処理

産業廃棄物の適正処理とともに、技術開発や資源の有効利用による排出抑制が図られるよう、国、県による指導、規制を働きかけていきます。



**【目標指標・数値】**

指標名：①可燃ごみ量の推移

②一人1日当たりの生活ごみ排出量（家庭系可燃ごみ+家庭系不燃ごみ）÷人口÷365日）

③資源化率（総ごみ量に占める資源物の割合）

内容説明：ごみの排出抑制と資源化の推進により、ごみ減量を図る。

指標名	実績	前期計画	
	最新実績 平成19年度	開始時現状 平成21年度	終了時目標 平成25年度
可燃ごみ量の推移	14,856 t	14,354 t	10,967 t
一人1日当たりの生活ごみ排出量	608 g	596 g	448 g
資源化率	23.07%	23.32% (4月時点)	41.06%

**【用語解説】**

\*ごみ処理基本計画：諏訪湖周3市町（諏訪市、下諏訪町、岡谷市）の広域ごみ処理施設整備に先立ち、長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針となるもので、ごみの排出の抑制およびごみの発生から最終処分に至るまでの、ごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めた15カ年の計画（計画期間：平成16年～平成30年）。



## 8 - 2 環境衛生対策の推進

### 【現況と課題】

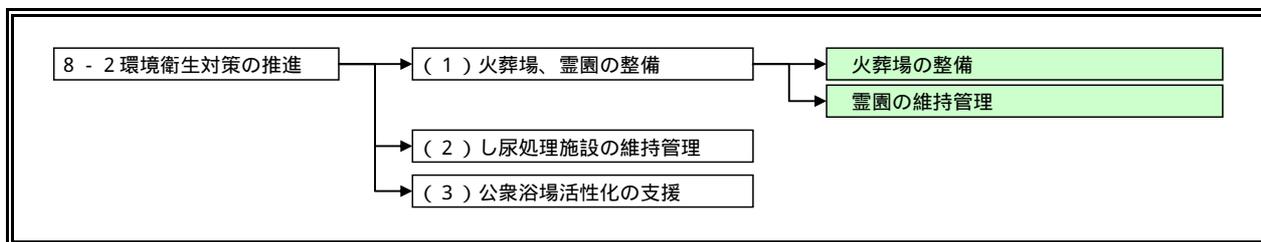
環境衛生に関する諸施設のうち、火葬場については、湖北行政事務組合火葬場として、下諏訪町とともに管理運営をする中で、昭和15年に建設された施設の老朽化にともない、平成21年度完成予定で、現地建て替え事業を行っています。今後は、施設管理、業務体制の検討が必要です。

霊園については、昭和45年に内山霊園を開設し、適正な維持管理と順次造成整備を実施してきました。今後も適正な維持管理を引き続き行っていく必要があります。

し尿処理については、現在、下水道網の整備が進む中で、し尿汲み取りを必要とする家庭は減少し、その場所も市内に散在していますが、引き続き汲み取り業務が必要です。

し尿の処理は、湖北行政事務組合の湖北衛生センターにおいて行っており、処理能力は日量100kℓで標準脱窒素処理方式と高度処理方式を採用しています。なお、し尿処理量は減少していますが、引き続き適正な維持管理を進める必要があります。

公衆浴場は、市民に入浴の機会を提供することにより、衛生的で快適な生活を確保することに貢献するものでありますが、年々利用者数の減少により公衆浴場の経営は悪化し存続が困難な状況となっています。しかし、市民の公衆浴場利用の機会の確保に努める必要があります。

**【施策の体系】****(1) 火葬場、霊園の整備****火葬場の整備**

湖北行政事務組合における火葬業務の円滑な執行に努めるとともに、老朽化した現火葬場の建替え整備を行います。

新火葬場の施設管理、業務体制については、使用者の利便性を図り、効率的な運営に努めます。

**霊園の維持管理**

内山霊園の適切な維持管理を引き続き行っていきます。

**(2) し尿処理施設の維持管理**

湖北行政事務組合における、し尿処理施設の適正な維持管理を引き続き保持するとともに、処理量の減少を踏まえ、今後、施設については、より広域的なあり方も含め研究を進めます。

**(3) 公衆浴場活性化の支援**

公衆浴場の確保のため、経営の安定化および活性化の支援を行います。



## 政策9 安全・安心な暮らしの確保

### 9 - 1 危機・防災・減災対策の推進

#### 【現況と課題】

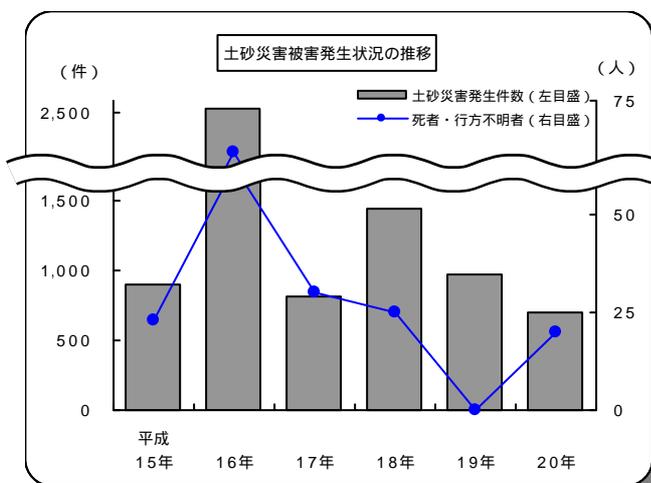
本市は、これまで比較的台風や集中豪雨による災害の少ない安全なまちといわれてきましたが、平成18年7月豪雨災害により8名の犠牲者と多くの建物などへの甚大な被害を経験し、自然災害への認識が改められ、さまざまな取り組みを実施しています。被災した流域にはえん堤が設置され安全対策が進んでいますが、この経験を後世に伝えるとともに、市内全ての危険溪流や急傾斜地では、なお一層の災害に対する注意が必要です。

また、社会情勢の多様化にともない増加することが予想される、事件事故や、新型インフルエンザ、テロなど市民生活に重大な影響を及ぼす多種多様な危機事象や緊急事態に適切に対応する必要があります。

さらに、その発生が危惧されている東海地震や、糸魚川静岡構造線などの活断層上の大地震を想定した実践的な訓練の実施や、防災拠点、避難所および公共施設などの耐震化を促進するとともに、民間建物であるホテルなどの特定建築物\*や住宅についても耐震化の促進に努める必要があります。

このように、地震を含めた自然災害、人為的な災害など、大規模災害が発生した場合には行政だけではその対応に限界があり、市民の危機、防災、減災に対する意識を高め、地域防災力の強化を図り、行政、地域、市民がそれぞれの立場で責任を果たしながら密接に連携を図り、災害に強い安全・安心なまちづくりを推進することが大切です。

#### 【資料・データ】



(資料) 国土交通省砂防部「最近の土砂災害発生状況」

住宅の耐震診断件数

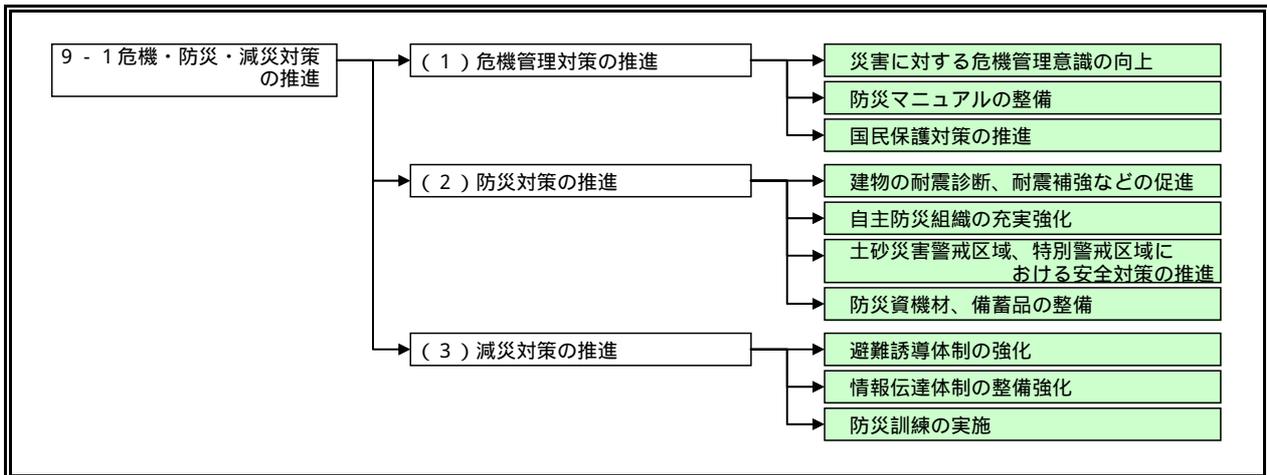
(単位：人、%)

	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度
精密耐震	120	60	34	25	20
簡易耐震	-	-	40	40	30
合計	120	60	74	65	50

平成15、16年度は、精密耐震診断のみ



**【施策の体系】**



**(1) 危機管理対策の推進**

**災害に対する危機管理意識の向上**

地震、風水害などの自然災害や予期しない大規模事故などは、いつどこで私たちの身の回りに発生するかわかりません。常に災害に対する危機意識を持つことができるよう啓発に取り組みます。

**防災マニュアルの整備**

「岡谷市地域防災計画\*」、「岡谷市水防計画\*」の定期的な見直しを図るとともに「岡谷市危機管理指針\*」に基づく危機事象への対応や、「岡谷市除雪マニュアル\*」などの点検を進め、災害時における関係機関との円滑な連絡、対応、復旧などの遂行を図ります。また、「岡谷市防災ガイドブック」による避難所、災害危険箇所などの周知を図ります。

**国民保護対策の推進**

「岡谷市国民保護計画\*」に基づき、市民の生命および財産を守り、市民の保護を図ります。



## ( 2 ) 防災対策の推進

### 建物の耐震診断、耐震補強などの促進

建物倒壊による死傷者や火災などの被害の減少、また、災害時の緊急輸送に対する道路の確保のため耐震診断や耐震補強などの実施を促進します。

### 自主防災組織の充実強化

「自分たちのまちは自分たちで守る」を合言葉に、自主防災組織連絡協議会を中心に防災訓練、研修会などへの取り組みや、防災資機材などの整備を支援し、地域防災力の強化を促進します。

### 土砂災害警戒区域、特別警戒区域における安全対策の推進

土石流およびがけ崩れに対する土砂災害警戒区域、特別警戒区域における安全対策について、関係機関などへ働きかけをするとともに、対象地域の住民への周知を進め防災対策を推進します。

### 防災資機材、備蓄品の整備

防災資機材を整備し、市内に効率的に配備することにより、災害時に速やかに対応できる体制の強化を図ります。

また、避難所などで使用する医薬品の備蓄を計画的に実施します。

## ( 3 ) 減災対策の推進

### 避難誘導體制の強化

減災の最も効果的な手段は、早期における避難行動といわれているため、災害時要援護者を含め避難体制、避難誘導體制の整備に取り組みます。また、土砂災害警戒区域および特別警戒区域内における警戒避難体制の強化を推進します。

### 情報伝達体制の整備強化

市民への緊密な情報提供や、災害時における避難準備情報、避難勧告などの緊急情報を確実に伝達するため、防災ラジオ、防災メール、シルキーチャンネルなどの利用促進を図り、防災行政無線の更新を計画的に進めながら、全国瞬時警報システムの導入についても検討します。

### 防災訓練の実施

土砂災害、水防および地震災害を想定した訓練を行政、関係機関、住民が一体となって行い、被害の軽減を図ります。



### 【目標指標・数値】

指標名：①防災訓練参加者数

②住宅耐震診断累計件数

③市有施設のうち災害拠点施設など\*の耐震化

内容説明：①土砂災害訓練および防災訓練により危機管理意識の向上と被害の軽減を図る。

②建物倒壊による死傷者等を防ぐため耐震診断件数を上げる。

③避難体制の整備の促進を図る。

指標名	実績	前期計画	
	最新実績 平成19年度	開始時現状 平成20年度	終了時目標 平成25年度
防災訓練参加者数	5,800人	6,000人	8,700人
住宅耐震診断累計件数	369件 (平成15～19年度累計)	430件	710件
市有施設のうち災害拠点施設などの耐震化	86.1% (3月時点)	87.5%	93.1%

### 【用語解説】

\*特定建築物：耐震改修促進法に定義付けられているもの。病院、集会場、百貨店、ホテル、事務所などで、階数3以上かつ1,000㎡以上など多数の者が利用する一定規模以上の建築物。規模については建築物の用途により定められている。

\*岡谷市地域防災計画：災害対策基本法および岡谷市防災会議条例に基づき、災害から市民の生命、身体および財産を保護することを目的とし、岡谷市防災会議により作成された計画。

\*岡谷市水防計画：水防法の規定に基づき、長野県知事から指定された指定水防管理団体である岡谷市が、市域内の洪水などの水災を警戒、防御し、または被害を軽減するため、水防に関する必要事項を定めた計画。

\*岡谷市危機管理指針：危機管理の基本的事項を定め、総合的な危機管理体制の整備を推進することにより、危機による市民の生命、身体および財産への被害の最小化を図り、市民が安全で安心して暮らすことができるまちをつくるための方針を示したもの。

\*岡谷市除雪マニュアル：雪害に対し、市民、業者、関係機関で情報の共有を図り、除雪に対する役割分担を明確にし、道路交通の円滑化と安全を確保するためのマニュアル。

\*岡谷市国民保護計画：武力攻撃事態などにおける国民の保護のための措置に関する法律に基づき、武力攻撃などから市民の生命、身体および財産を保護することを目的とした計画。

\*市有施設のうち災害拠点施設など：本庁舎、支所庁舎、消防署、小中学校、体育館、病院、社会福祉施設など。



## 9 - 2 治山・治水事業の推進

### 【現況と課題】

本市は諏訪湖の西岸に面し、湖と四季を彩る山々に囲まれた風光明媚な都市である一方で、行政面積の約3分の2を占める山林に囲まれた地勢となっています。この山間の上流から市街地に向けて土砂災害警戒区域などに指定された溪流などは110カ所に上り、そこからの流出水は市街地の排水とともに河川、水路などを通じ諏訪湖および天竜川に流入しています。

こうした状況から大雨や洪水により、土砂災害などの自然災害や市街地の冠水などによる被害が常に起こりやすい現状にあります。平成18年7月豪雨災害では市内各地に土石流が発生し市民の生命、財産、公共施設などに甚大な被害をもたらしましたが、こうした災害が二度と起きないように国、県、市それぞれの役割分担のもと、治山、治水事業を積極的に推進し、市民の安全・安心を確保していかなければなりません。

治山事業は森林の公益的機能を発揮する効果を有することから、土砂の流出や崩壊を抑制する山地災害抑制機能を有しています。危険な地形や土質を有する箇所保安林指定を進めるとともに、引き続き保安林の災害復旧および予防施設の整備や適正な保育を促進することにより、災害に強い森林づくりに取り組む必要があります。

治水事業は砂防、河川、水路改修など多岐にわたる事業であり、洪水による被害、土石流、急傾斜地崩壊などを防ぐため積極的に取り組む必要があります。

近年市街地周辺の開発の進展により、市内中小河川の溢水による市街地の浸水被害が見られるようになり、その対策が緊急の課題となっています。



## 【施策の体系】



### (1) 治山事業の促進

現保安林においては、県や森林所有者に適正な保育などの事業を働きかけるとともに、治山事業主体である県と連携を密にし、山地災害の危険箇所の把握と保安林指定を進め、事業の早期実施に向け働きかけます。

### (2) 治水事業の推進

治水対策の充実を図るため、関係機関と災害危険箇所の定期的な調査、巡視を実施するとともに天竜川、大川などの河川改修、砂防、急傾斜崩壊防止などの事業を促進します。河川改修の実施にあたっては、自然生態に配慮し地域景観に調和した工法を検討します。

また市内の中小河川、水路などについて改修整備に取り組みます。さらに、雨水の流出抑制のため、雨水貯留浸透施設の普及、大規模開発における構造物の規制、誘導を検討します。

## 【目標指標・数値】

指標名：市内の普通河川整備の延長

(天竜川、横河川、大川、塚間川、十四瀬川を除く普通河川総延長43,600m)

内容説明：洪水、土石流等を未然に防ぐため整備を図る。

指標名	実績	前期計画	
	最新実績 平成19年度	開始時現状 平成20年度	終了時目標 平成25年度
市内の普通河川整備の延長	23,420m	23,530m	24,620m



## 9 - 3 生活安全対策の推進

### 【現況と課題】

最近の交通事故の傾向は、死亡事故の過半数以上を高齢者で占めており、子どもが巻き込まれるケースも後を絶たない状況であり、飲酒運転による事故死者が厳罰後も減少していない状況です。岡谷市内においては、追突事故と出会頭事故が人身事故の半数以上を占めています。一方、交通渋滞や混雑の影響によって市街地の生活道路まで車が進入するようになり、市民の生活空間にまで交通事故の危険性が高まっています。

本市は、県下に先駆け女性交通指導員を配置し、街頭での交通指導や各年齢段階に応じた安全教育を推進するとともに、交通安全施設の整備を進め、交通安全意識の高揚に取り組んできましたが、今後も事故防止のための総合的な施策の推進を図っていく必要があります。

本市の犯罪件数は、近年横ばい傾向にあります。犯罪そのものは多様化しています。この背景には、大人のみならず、青少年の問題行動や、未成年の飲酒や喫煙などが依然として多く低年齢化しています。また、インターネットを利用した悪質な犯罪や、架空請求・不当請求、マルチ商法、振り込め詐欺など、新たな犯罪も進行していることも原因として挙げられます。

こうした中で、警察を中心に岡谷市防犯協会連合会と連携し、防犯体制の整備と、青少年の非行防止を含む地域ぐるみの防犯活動を進めています。今後も市民、関係機関などの連携により、一層の防犯体制の整備充実を図るとともに、犯罪を未然に防ぐための地域環境の整備、安全・安心に対する意識の高揚、啓発の推進が必要となっています。

また、市内にある空き家の中には老朽化が著しいものもあり、周辺環境への影響や道路に近い場合は通行者への影響も考えられます。

消費生活の安定と向上については、消費生活の多様化・高度化の中で、食品偽装、不正表示、製品トラブル、また、輸入食品などにおいて国民の安全・安心を損なうようなトラブルが急増しています。さらに、販売競争の激化にともなう誇大広告、宣伝や、複雑化している契約などの中で、架空請求・不当請求、訪問販売、キャッチセールス、催眠商法、送り付け商法など、さまざまな消費者をめぐるトラブルや問題が生じています。

このような消費者問題への対応は、消費者、事業者、地域、行政が一体となって取り組んでいくことが必要ですが、とりわけ消費者みずからが時代に即応した確かな眼でものを見分けることができ、みずからの力で自主的、合理的な消費生活の実現をめざして行動することが一層重要となっています。「自立する消費者」の育成を図るため、関係機関との連携を深めながら、消費生活に関する知識や情報の提供を推進するとともに、消費生活相談の体制を整える必要があります。



**【資料・データ】**

交通事故の推移

(単位：人・件)

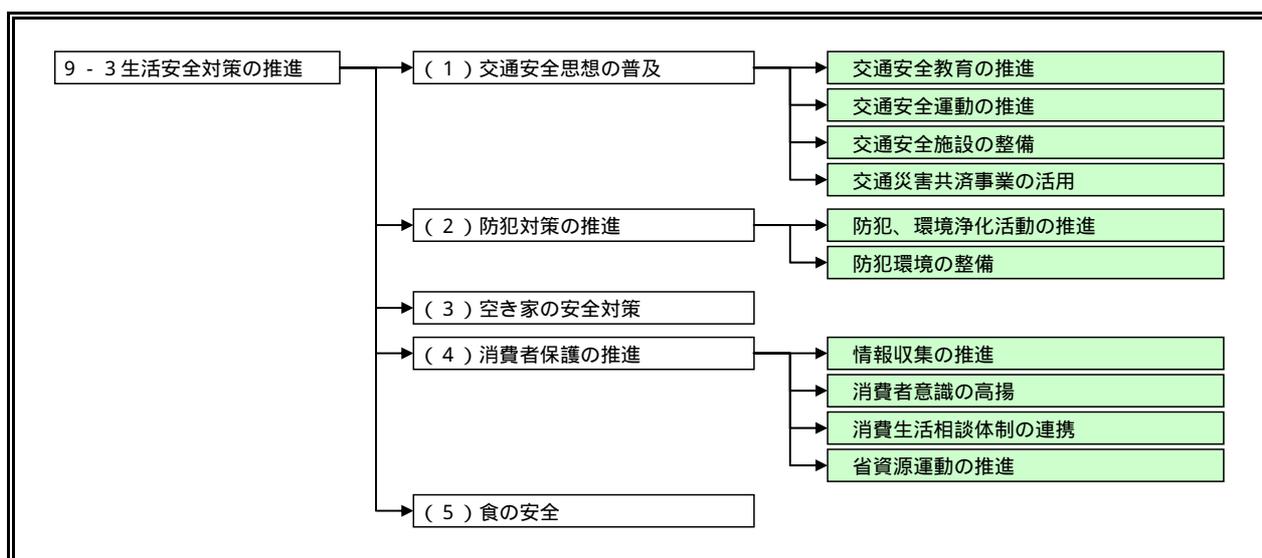
区分	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
人身事故	330	351	347	315	264
死者	3	3	2	1	2
傷者	418	433	440	415	321
物損事故	1,285	1,318	1,357	1,230	1,166

犯罪件数の推移（刑法犯）

(単位：件)

区分	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
凶悪犯	2	1	1	2	2
粗暴犯	17	13	13	19	27
窃盗犯	525	648	509	361	320
知能犯	25	32	28	22	21
風俗犯	2	2	1	1	2
その他	98	104	121	97	112
合計	669	800	673	502	484

**【施策の体系】**





## ( 1 ) 交通安全思想の普及

### 交通安全教育の推進

幼児から高齢者まで、組織的、体系的な教育や、各段階に応じた適切な学習会の充実を図ります。

### 交通安全運動の推進

交通安全思想の徹底を図るため、市民総参加の交通安全運動を推進するとともに、警察、交通安全協会や各種団体との連携強化を図ります。また、毎月、無事故無違反デーを設定し、運転者の交通ルールと交通マナーの実践、習慣化に努め、円滑な交通と安全確保のため、交通安全関係団体とともにパトロールを実施し、歩行者保護や高齢者など交通弱者に配慮した安全な環境づくりを推進します。

### 交通安全施設の整備

安全で円滑な道路交通の確保を図るため、交通安全施設の点検を行い、道路標識、防護柵、道路反射鏡、道路照明灯などの新設、更新整備を計画的に実施します。また、交通事故多発箇所については、交通安全施設の改良、点検、整備を図り、安全の確保に取り組みます。

### 交通災害共済事業の活用

交通事故など不測の事態にそなえて、市民に対し、長野県交通共済事業制度の周知と加入促進を図ります。

## ( 2 ) 防犯対策の推進

### 防犯、環境浄化活動の推進

岡谷市防犯協会連合会、警察などの関係機関、団体などと連携を図りながら、パトロールなどの防犯活動を推進するとともに、青少年の非行防止、暴力団追放、放置自転車追放などの環境浄化活動を推進します。

### 防犯環境の整備

犯罪、事故などが発生しにくい地域環境の整備を市民とともに推進します。また、通学路、住宅地などにおける防犯灯の整備を促進し、犯罪の未然防止に努めます。

## ( 3 ) 空き家の安全対策

老朽化が進み、地域住民の生活安全面で問題があると判断される空き家については、所有者に対し家屋の解体もしくは補修について指導します。



## (4) 消費者保護の推進

### 情報収集の推進

「国民生活センター」や「長野県消費生活センター」、各種消費者団体との連携による情報収集を推進します。

### 消費者意識の高揚

消費者グループの育成に努め、消費者の自主的な運営を促進するための支援を行います。また、商品やサービスに関する情報提供と知識の普及を図るため、各種広報、メディアの活用を推進します。

### 消費生活相談体制の連携

消費生活に関する相談については、「国民生活センター」「長野県消費生活センター」からの情報提供を受けながら、被害防止と早期解決に努めます。

### 省資源運動の推進

消費者みずからが再生商品を利用したり、買い物袋を持参するなど、日常生活における省資源意識の徹底と定着化を促進するため、消費者団体と連携し、広く市民への周知に努めます。また、廃品の再利用、物を無駄にしないリサイクル活動など、地球にやさしい各種の実践活動の促進に努めます。

## (5) 食の安全

諏訪保健所や長野県消費生活センター等関係機関との連携による情報収集体制により、食品の安全に関する必要な情報を市民へ提供し、啓発に努めます。

### 【目標指標・数値】

指標名：交通事故人身事故件数および減少率

内容説明：交通安全運動の推進により交通事故件数を減らす。

- ・件数は目標設定年過去5年間の平均件数

- ・減少率

(目標指標設定年過去5年間の平均件数÷基準件数※×100) - 100

※基準件数は人身事故件数321件(平成15年～平成19年5年間平均件数)

指標名	実績	前期計画	
	最新実績 平成19年度 件数 321件	開始時現状 平成20年度 件数 305件 減少率 5%減少	終了時目標 平成25年度 件数 272件 減少率15%減少
交通事故人身事故件数および減少率			



## 9 - 4 消防・救急体制の充実

### 【現況と課題】

近年、火災や自然災害など不測の事態は年々増加し、大規模かつ複雑化の傾向にあります。

また、少子高齢化社会の進展にともなう家族構成の変化などにより、救急要請の需要も高まる一方です。こうした状況の中、災害に迅速かつ的確に対処し、被害を最小限に食い止める総合的なシステムの強化が求められています。

現在の消防体制は、諏訪地域6市町村による広域消防に移行していますが、今後さらに多くの市民ニーズにこたえ、想定される大きな災害にも十分対処できる、より強固な消防体制の確立を目的に、消防無線デジタル化や、指令センターの共同運用などを含む消防広域化が進められています。

また、それにとともなう施設や装備などのハード面の充実とともに、消防業務、救急救助業務の高度化に対処すべく、各種専門教育による職員の資質向上を継続することも重要です。

市民の生命や財産をあらゆる災害から守ることを使命としている岡谷市消防団についても、団員の安定的な確保や活動のしやすさ、やりがいを感じる環境づくりに積極的に取り組む必要があります。

また、市民の防火、防災意識の高揚を図り、市民と一体感を持ちながら施策を展開し、「災害に強い安全・安心なまちづくり」を進めることが重要です。

### 【資料・データ】

#### 消防水利の状況

(単位：基)

防火水槽	300	消火栓	885
20m <sup>3</sup> 級	142	口径150mm未満	585
40m <sup>3</sup> 以上	158	口径150mm以上	300

平成20年4月現在

#### 火災発生件数の推移

(単位：件)

区 分	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
建物	16	11	11	11	12	5
林野	0	0	0	3	1	0
車両	4	5	3	6	8	3
その他	2	6	3	6	7	3
合 計	22	22	17	26	28	11



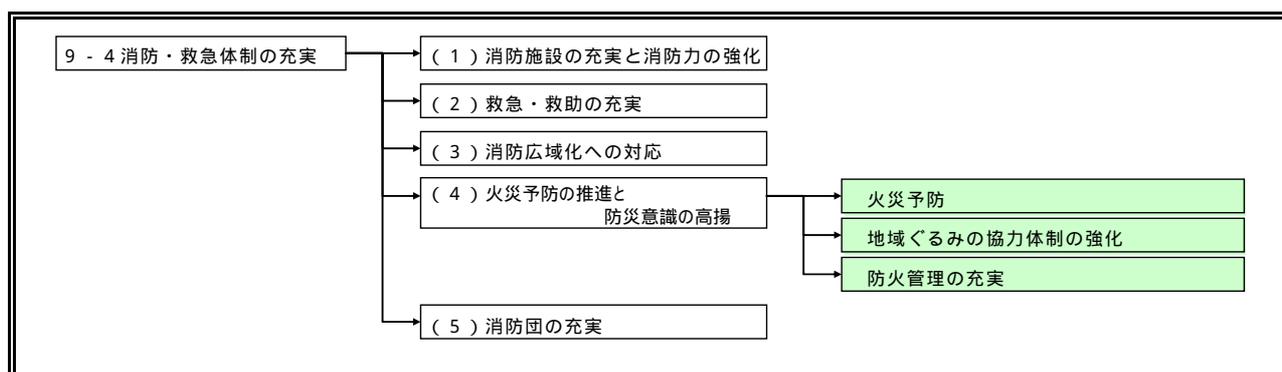
消防団の状況

(単位：人、台)

区分	管轄区域	組織および団員定数								消防ポンプ車	小型動力ポンプ	資機材搬送車
		団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計			
消防団本部	岡谷市一円	1	1	1	2	2	10	22	39			
第1分団	今井			1	1	1	5	27	35	1	2	
第2分団	新屋敷・間下			1	1	1	5	27	35	1	2	
第3分団	岡谷			1	1	1	5	27	35	1	1	
第4分団	下浜・小尾口			1	1	1	5	27	35	1	2	
第5分団	上浜・小口			1	1	1	7	35	45	1	1	
第6分団	小井川・西堀			1	1	1	8	44	55	1	4	
第7分団	湊			1	1	1	8	44	55	1	4	1
第8分団	三沢・橋原			1	1	1	7	35	45	1	4	1
第9分団	新倉・駒沢・鮎沢			1	1	1	10	57	70	1		4
第10分団	中屋・中村・横川			1	1	1	8	49	60	1	2	1
第11分団	東堀			1	1	1	6	31	40	1	4	
合計		1	1	12	13	13	84	425	549	11	30	3

小型動力ポンプ積載車 1 台を含む  
平成20年 8 月現在

【施策の体系】





## ( 1 ) 消防施設の充実と消防力の強化

消防施設の充実については、防災の拠点である新消防庁舎建設の推進、消防無線のデジタル化、消防屯所などの改修、整備を進めます。消防活動の基本となる消防自動車や消防用活動資機材を、計画的に更新します。また、消防水利については、耐震性貯水槽および消火栓の新設、改良を計画的に推進し消防力の強化を図ります。

## ( 2 ) 救急・救助の充実

救急体制の充実については、高規格救急車、高度救命処置用資器材などの装備の充実、並びに救急隊員の技能向上、認定救命士の養成を進めます。

また、市民に対してAED\*の使用を含めた、応急手当の普及啓発を継続し、救急隊員、医師、市民が一体となった救急救命活動により、救命率の向上に努めます。

救助体制の充実については、複雑多様化する災害に対応するため、救助隊員の教育訓練に努めるとともに、救助用資機材の高度化を推進します。

## ( 3 ) 消防広域化への対応

災害が大規模かつ複雑化する中で、災害発生時における初期体制の強化を図り、統一的な指揮下での効率的な運用を行うために、さらに大きな枠組みの中で消防の広域化が進められています。

本市は、「長野県消防広域化推進計画」を視野に入れながら、体制づくりに努めます。

## ( 4 ) 火災予防の推進と防災意識の高揚

### 火災予防

火災予防を各家庭に深く浸透させるため、防火思想の普及啓発、広報活動の推進に努めるとともに、婦人防火クラブの育成を図ります。

### 地域ぐるみの協力体制の強化

大規模災害発生時における被害を軽減させるため、地域住民に「自分たちのまちは自分たちで守る」を基本に、自主防災組織などに対する消防訓練指導を通じて隣近所が互いに助け合う体制づくりを推進します。

### 防火管理の充実

火災を未然に防止するため、防火対象物、危険物施設への立入検査を実施するとともに、管理監督者に対する保安教育を推進します。

また、一般住宅に対しては住宅防火診断を行い、特に高齢者世帯の防火対策の強化に努めます。



## (5) 消防団の充実

消防団員は、地域防災のリーダーとして市民の信頼にこたえられるよう、資質の向上に努めるとともに、平成18年7月豪雨災害を教訓にさらなる体制の充実強化や、地域ぐるみの防火、防災体制の確立を図るため、「機能別消防団員」や「消防団協力事業所表示制度」を推進し、地域、事業所などが一体となって、消防団員が入団しやすく、活動しやすい環境づくりに努めます。

また、消防団の機動力、輸送力の充実を図るため、全分団に資機材搬送車を配備します。

### 【目標指標・数値】

指標名：①消防団員の出勤率

②消防訓練指導回数

③消防水利施設の整備

内容説明：①消防団員の出勤率を高め、地域ぐるみの防火体制の確立を図る。

②婦人防火クラブ、自主防災組織の育成を通じて、家庭での防火意識の高揚を図るとともに、高齢者世帯での火災予防を重視し、地域高齢者クラブ等への防火指導を推進する。

③消防水利、消防施設、消防資機材の充実を図る。

指標名	実績	前期計画	
	最新実績 平成19年度	開始時現状 平成21年度	終了時目標 平成25年度
消防団員の出勤率	55%	55%	55%以上
消防訓練指導回数	18件	20件	30件
消防水利施設の整備	防火水槽300基 消火栓 885基 ( 3月時点)	防火水槽300基 消火栓 890基 ( 4月時点)	防火水槽307基 消火栓 930基 ( 3月時点)

### 【用語解説】

\* A E D : Automated External Defibrillatorの略、自動体外式除細動器。心臓の心室細動の際に電気ショックを与え、心臓の働きを戻すことを試みる医療機器のこと。救助者は傷病者の胸に電極パッドを装着し、音声指示に従って器械を取り扱うだけで、医学的知識がなくても器械が自動的に除細動の適応か否かを判断してくれる。



## 9 - 5 上下水道の整備・維持

### 【現況と課題】

水道事業を取り巻く環境は、ライフスタイルの変化や環境、資源保全に配慮した節水型社会の到来にともない、量から質へと大きく変化し、「安全でおいしい水」への関心が高まっています。また、災害などの緊急時においても「安定した水の供給」が求められています。

本市における給水区域内の水道普及率は100%に達し、水道事業は市民生活、企業活動に欠かすことのできないものとなっている一方で、今後の水需要予測は企業の節水対策などにより少しずつ減少傾向を示しています。

現在、水道事業の水源は約8割を地下水に依存しており、地下水位の低下と汚染については常に配慮を必要としています。さらに水量確保と水質保全については、万全の維持管理体制が必要となっています。

水道施設については、引き続き老朽施設の計画的な改良、更新に努めるとともに、地震などの災害、異常発生時における水確保および安定供給を図るため、災害に強く効率的な水道施設の整備と、危機管理体制の強化が求められています。

また、施設の適切な維持管理と効率的な運用とともに、水道料金の適時見直しを図り、経営の健全化に努めることが必要となっています。

下水道事業は、諏訪6市町村と立科町からなる諏訪湖流域関連公共下水道となっています。

諏訪湖流域下水道は、終末処理場と各関連公共下水道からの汚水を受けて終末処理場まで流下させる流域幹線管渠からなる施設で、長野県により管理、運営が行われています。平成19年度末の普及率は97.9%となり、終末処理場および流域幹線の整備を促進するとともに、適切な維持管理を進めています。

昭和49年度に事業着手した公共下水道は、市民生活や企業活動にともない発生した汚水を、流域幹線へ接続し排除する市が建設、維持管理を行う管渠施設\*で、平成19年度末の普及率は99.3%となっています。現在は、平成23年度までの事業計画に基づき整備を進めていますが、24年度以降については必要に応じて計画を見直す必要があります。

排水設備については、平成19年度末の接続率が97.0%となっていますが、地形的条件により接続が困難な未整備箇所の整備が課題となっています。

維持管理業務については、管渠施設の定期的清掃点検および破損箇所の計画的修繕、台帳整備、特定事業所などへの立ち入り検査を継続して実施しています。

接続率の一層の向上を図り、事業の進捗状況を勘案しながら、下水道使用料の適時見直しに努めるとともに、経営の健全化に取り組むことが必要となっています。

温泉事業は、平成2年4月から給湯を開始し、現在は諏訪湖ハイツ、市民総合体育館、健康福祉施設ロマネットなどに給湯しています。

また、温泉スタンドについては、家庭でも気軽に温泉を味わえることもあり、利用の継続が求められています。引き続き施設の適切な維持管理に努めていくことが必要となっています。



**【資料・データ】**

上水道の計画

区分	既認可計画	現状	平成 25 年度
行政区域内人口（人）	62,900	54,873	53,417
給水人口（人）	62,900	54,703	53,241
1 日配水能力（ $m^3$ ）	35,000	32,250	32,250
1 日最大配水量（ $m^3$ ）	35,000	26,254	25,124
1 人 1 日最大配水量（ $\ell$ ）	558	480	472

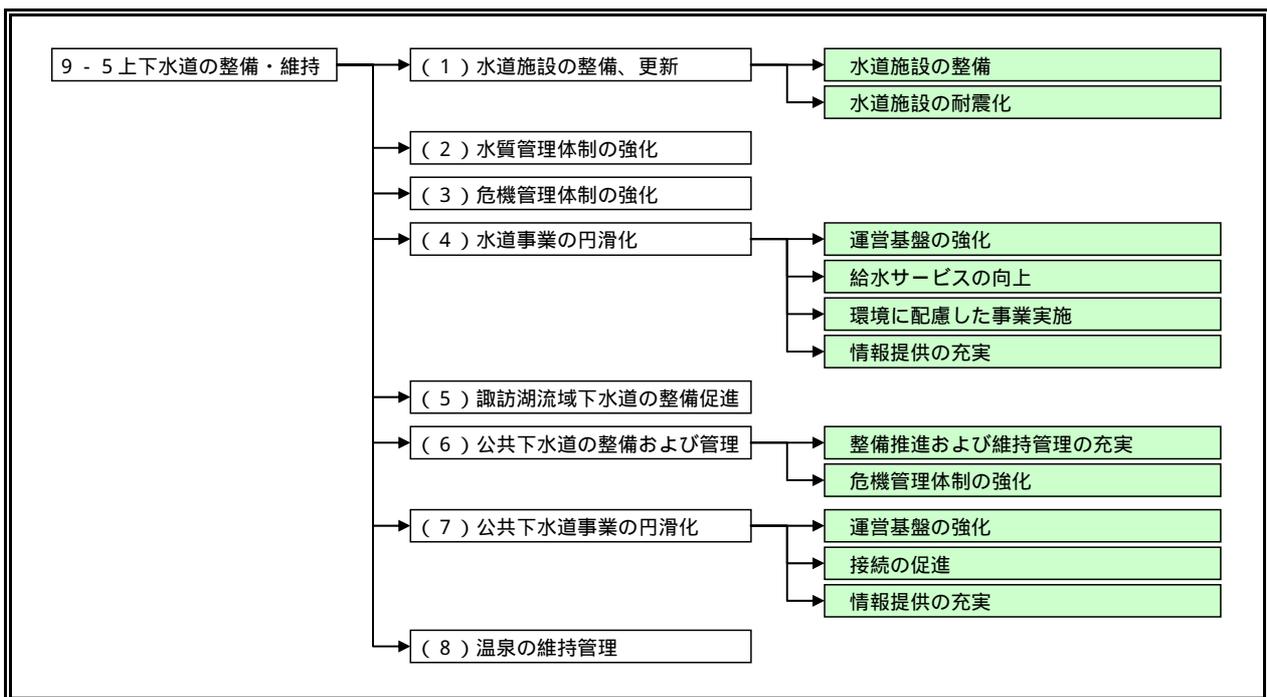
（資料）岡谷市水道事業基本計画

公共下水道の計画

区分	全体計画
計画年次	昭和 49 年度～平成 23 年度
計画面積（ha）	1,636
計画人口（人）	59,500
計画汚水量（日最大 $m^3$ ）	43,750
施設（m）	313,940
枝線管渠（m）	279,980
幹線管渠（m）	33,960
中継ポンプ場	1カ所（三沢）

（資料）岡谷市公共下水道事業計画

**【施策の体系】**





## ( 1 ) 水道施設の整備、更新

### 水道施設の整備

将来の水需要への対応、地震災害など異常時の安定供給に向けた配水池などの整備を図るとともに、配水区域の再編成について研究を進めます。

### 水道施設の耐震化

老朽管更新、管径見直しなどの管網整備を計画的に進め、耐震性の高い管種などの採用に努めます。

## ( 2 ) 水質管理体制の強化

水源周辺環境の保全と水質検査による管理の強化に努め、より安全で良質な水の供給を図ります。

## ( 3 ) 危機管理体制の強化

地震災害、水質汚染事故などにおける早期の復旧と応急給水の体制を確保するために、危機管理体制の強化を図ります。また、各種の情報管理システムの整備を行い、維持管理の向上と緊急時の迅速な対応への活用に努めます。

## ( 4 ) 水道事業の円滑化

### 運営基盤の強化

長期的な更新計画と財政収支の見直しを行い、水道料金の適時見直しと財源確保に努め、運営基盤の強化を図ります。また、業務の効率化による経費の節減を図り、経営の健全化に努めます。

### 給水サービスの向上

情報管理システムの導入により、より迅速な窓口サービスの提供を図るとともに、利用者サービスの向上に努めます。

### 環境に配慮した事業実施

環境配慮の観点から、小井川浄水場に排泥処理施設を設置するとともに、計画的な漏水調査を進め有収率の向上に努めます。また、省エネルギー対策としてエネルギー使用抑制の研究を進めます。

### 情報提供の充実

ホームページを充実、活用して情報の発信を継続して行います。また、各種イベントを通じて、水道への理解と関心を深めてもらえるように努めます。



## ( 5 ) 諏訪湖流域下水道の整備促進

流域幹線および終末処理場の計画的整備や適切な維持管理を促進します。下水道汚泥・沈砂については溶融結晶化生成物の有効活用を促進します。

## ( 6 ) 公共下水道の整備および管理

### 整備推進および維持管理の充実

公共下水道計画区域内の可住地の整備についてはほぼ完了したため、今後は宅地造成や道路築造にともない新たに整備が必要となった箇所などについて、整備を推進します。

維持管理としては、下水道管路点検を定期的に行い状況の把握に努めるとともに、情報管理システムの導入により迅速な対応を進めます。

### 危機管理体制の強化

耐震性の高い管種などの採用を継続するとともに、災害時などにおける迅速な対応と早期復旧を図るため、危機管理体制の強化を図ります。

## ( 7 ) 公共下水道事業の円滑化

### 運営基盤の強化

長期的な更新計画と財政収支の見直しを行い、下水道使用料の適時見直しと財源確保に努め、運営基盤の強化を図ります。また、業務の効率化による経費の節減を図り、経営の健全化に努めます。

### 接続の促進

公共用水域の水質を保全し経営の健全化を確保するため、供用開始区域内の全居住家屋の接続を促進します。

### 情報提供の充実

ホームページを充実、活用して情報の発信を継続して行い、早期接続と排水設備の適切な利用促進に努めます。

## ( 8 ) 温泉の維持管理

市民に潤いとやすらぎを与える貴重な温泉を有効活用するため、温泉ポンプの定期的な交換など、給湯施設の計画的な維持管理を図ります。



### 【目標指標・数値】

- 指 標 名：①水道水の水質基準適合率  
 ②経常収支比率（水道事業）  
 ③下水道普及率  
 ④経常収支比率（下水道事業）

内容説明：①安全で良質な水の供給（水道法に基づく水質基準に適合する割合を表したもので、100%未満になれば、水源の使用を中止する必要がある）  
 ②、④企業の健全性をみる指標で高いほど良く、100%未満は経常損失が生じていることを意味する。  
 ③下水道の普及割合で、下水道に接続し使用している人口の割合を表したもの。  
 （供用開始区域内人口÷計画区域内人口）

指 標 名	実績	前期計画	
	最新実績 平成19年度	開始時現状 平成20年度	終了時目標 平成25年度
水道水の水質基準適合率	100.00%	100.00%	100.00%
経常収支比率（水道事業）	109.00%	105.00%	107.00%
下水道普及率	99.30%	99.32%	99.35%
経常収支比率（下水道事業）	103.40%	104.00%	105.00%

### 【用語解説】

\*管渠施設(かんきょしせつ)：下水を集めて処理場まで流すもので、管渠、マンホール、ます、取付け管などで構成されている。